

異常気象時における道路事故防止要領（抄）

（目的）

第1条 この要領は、豪雨、地震等の異常気象時において、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規則に関する基準等を定めることにより、道路の交通の安全と円滑化を図ることを目的とする。

（道路等の総点検）

第2条 知事は、道路（知事が管理する一般国道（国土交通大臣が新設、改築等を行う一般国道を除く。）および県道をいう。以下同じ。）およびその周辺の状況について、様式第1号の調査表により、毎年1回総点検を行うものとする。

2. 前項の総合点検には、中国地方整備局、所轄警察署および関係市町村の立会のうえ行うものとする。

（異常気象時道路通行規制区間の指定等）

第3条 知事は、前条の総点検の結果に基づき、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい箇所を含む相当の区間を異常気象時道路通行規制区間（以下「規制区間」という。）として指定し、またはこれを変更するものとする。

2. 前項の規制区間の指定または変更は、様式第2号の指定調書を作成のうえ中国地方整備局（知事が管理する一般国道にかかるものに限る。）および県公安委員会に協議して行うものとする。

3. 知事は、規制区間を指定し、または変更したときは、関係市町村および関係警察機関に通知するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等により広く一般への周知徹底を図るものとする。

（道路通行規制基準の作成）

第4条 知事は、中国地方整備局および県公安委員会の意見をきいて、規制区間にかかる道路通行規制基準（以下「規制基準」という。）を作成するものとする。

2. 規制基準は、規制区間ごとに、道路およびその周辺の状況ならびに気象の状況（降雨量、積雪量、風速、震度等をいう。）を基準として、異常気象時における事故を未然に防止することができるように定めるものとする。

3. 規制基準における道路通行規制の種類は、通行止め、車両通行止めその他の道路管理者が行うことができる通行止め（以下「通行止め」という。）および通行注意（異常気象により危険があるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。）とするものとする。

4. 第1項の規制基準を作成した場合は、前条第3項の規定に準じて周知徹底を図るものとする。